

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月21日(2010.1.21)

【公開番号】特開2008-154995(P2008-154995A)

【公開日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2007-137310(P2007-137310)

【国際特許分類】

A 46 D 1/055 (2006.01)

B 60 S 3/06 (2006.01)

【F I】

A 46 D 1/055

B 60 S 3/06

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月30日(2009.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗車ブラシ、ねじりブラシ、洗浄ブラシ、回転ロータ、清掃用ブラシ等の各種ブラシに用いられるブラシ用毛材において、該ブラシ用毛材は、異材質からなる複数の纖維が束ねられて形成された長尺の纖維束を蛇行状に折曲させて仮止め糸により帯状に連ねた帯板状体からなることを特徴とするブラシ用毛材。

【請求項2】

帯板状体の少なくとも1端面が切断されてあることを特徴とする請求項1に記載のブラシ用毛材。

【請求項3】

長尺の纖維束は、線径の異なる複数の纖維が束ねられて形成されてあることを特徴とする請求項1又は2に記載のブラシ用毛材。

【請求項4】

帯板状体の両端面が切断されてあることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載のブラシ用毛材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3の発明は、請求項1又は2の発明において、長尺の纖維束は線径の異なる複数の纖維が束ねられて形成されてあることに特徴を有する。その為、線径の異なる纖維を複数本混ぜた前記纖維束を前記帯板状体にすることにより、長手方向にたいして線径の異なる複数の纖維束が一定割合にて配列した前記ブラシ用毛材を形成することができる。その為、洗車ブラシ、ねじりブラシ、洗浄ブラシ、回転ロータ、清掃用ブラシ等の各種ブラシに用いられるブラシ用毛材に、細い線径の有する細部への入り込みの容易性、傷つけ難さ等の性質と太い線径の有する高い搔き出し力、同材質における毛腰の強さが高い等の性質

を付与できる。例えば、洗車ブラシあるいは、洗浄ブラシ、ブラシロールとして使用する場合には、ブラシ用毛材の線径が太い場合には、被洗浄面を太い線径の纖維にて叩きつけるように洗浄する。又、線径の細い場合には、被洗浄面を細い線径の纖維にて拭き取るように洗浄する。又、ねじりブラシあるいは、回転ロータまたは、清掃用ブラシに使用する場合には、ブラシ用毛材の線径が太い場合には、被洗浄面に対し強く擦りつけて搔き出す。ブラシ用毛材の線径が細い場合には、被洗浄面に対し柔らかく当接して拭取り洗浄する。又、線径の異なる纖維の本数、材質等の設定は、使用目的に応じて、適時、最適な設定をする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項4の発明は、請求項1～3のいずれか1項に記載の発明において、帯板状体の両端面が切断されてあることに特徴を有する。その為、細い溝に入り込んだ塵埃に対しても、前記ブラシ用毛材の端部が被洗浄面の細い溝の中に入り込み塵埃を搔き出すことができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、請求項3の発明では、請求項1又は2の発明において、帯板状体の纖維束は線径の異なる纖維にて形成されてある構成としたので、長手方向にたいして線径の異なる纖維が一定割合にて配列してある。その為、線径の異なる纖維を同時に被洗浄面に当節できる為、異なる付着力でこびりついた種々の汚れに対しても、同時に且つ、迅速、確実に除去できる。例えば、前記ブラシ用毛材をエアコンのフィルタ掃除用の清掃体等に使用した場合には、前記ブラシ用毛材に使用されてある前記ブラシ用毛材を線径が細い纖維では、フィルタの細かな目に毛材が入り込むことができる為、フィルタに溜まった塵埃を搔き取る事ができる。又、こびり付いた油分には、線径が太い纖維を使用することにより、こびり付いた油分を擦り取るといった清掃方法が可能となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、請求項4の発明では、請求項1～3のいずれか1項に記載の発明において、帯板状体の両端面が切断されてある。その為、細い溝に入り込んだ塵埃に対しても、前記ブラシ用毛材を構成する切断された纖維が前記細い溝の中に入り込み塵埃を搔き出すことができる。